

(適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合)

問 21-2 屋号が記載されたレシート（適格簡易請求書）の交付を受けました。当該レシートに記載された登録番号に基づき、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」にて検索した結果、事業者の氏名又は名称のみが表示され、屋号は表示されませんでした。このような場合、当社は仕入税額控除の適用を受けてよいのでしょうか。【令和6年4月追加】【令和7年6月改訂】

The image shows a comparison between a receipt and a search result on the 'Tax Authority Eligible Issuer Publication Site'. On the left is a receipt with the header 'スーパー○○' (Super OO) circled in red. The receipt details include: 03-○○○○-○○○○, registration number T9876543210987, date XX年11月1日, and a table of items: 牛肉 ※ 2,160円, 雑貨 3,300円, 小計 5,460円, with 8% and 10% tax rates. On the right is a search result for '国税商事株式会社' (Kokuzei Shoji Co., Ltd.), also circled in red. The search result shows the same registration number T9876543210987 and company name, but lacks the store name. A vertical box between them says '一致せず' (Do not match).

【答】

適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書（以下「適格請求書等」といいます。）に記載する氏名・名称については、電話番号等により適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載で差し支えないこととされています（屋号による記載については、問 55《屋号による記載》をご参照ください）。

したがって、その氏名・名称の代わりに屋号が記載された適格請求書等を受領した事業者においては、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で当該適格請求書等に記載された登録番号を基にして検索したとしても、その結果として表示された事業者が当該適格請求書等に記載された屋号の事業者と同一であるか明らかとならないことも考えられます。

この点、本サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点において有効なものかを確認するために利用されるものであるため、その登録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な適格請求書等として取り扱うこととして差し支えありません<sup>(注)</sup>。

(注) 売手が適格請求書発行事業者以外の者であるにもかかわらず、自らの登録番号と誤認されるような英数字が記載されているような場合には、当該請求書等は適格請求書等に該当しないこととなりますが、適格請求書発行事業者以外の者がそうした適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することや、適格請求書発行事業者が偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付すること、それらの書類の記載事項に係る電磁的記録を提供することは禁止されており、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）の適用対象となります（消法57の5、65）。

また、そうした書類や電磁的記録を受領した事業者において、災害その他やむを得ない事情により、請求書等の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、帳簿や請求書等の保存がなくとも仕入税額控除の適用を受けることが可能です（消法30⑦但書）。

(参考) 適格請求書を発行する事業者における対応例

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果として表示される事業者名とレシートに表記した屋号等が異なる場合、売手である適格請求書発行事業者において、顧客から問合せを受けることも考えられます。

こうした問合せに対する対応としては、例えば、個人事業者については、申出により「主たる屋号」を公表することが考えられます。

また、法人については「主たる屋号」の公表ができる仕組みとはなっていませんが、例えば、レシートに、屋号に加えて「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に掲載されている運営会社等の名称を併記することや、店頭で「公表サイトには運営会社等の名称(〇〇(株))が表示される」旨を掲示する等の方法によることもご検討ください。

【適格簡易請求書に運営会社名を表示した場合の例】

The diagram illustrates the correspondence between a receipt and a public information page. On the left is a receipt from 'スーパー〇〇' (Super OO) dated XX年11月1日. The receipt lists items: 牛肉 ※ (2,160 yen) and 雑貨 (3,300 yen), with a total of 5,460 yen. It also shows tax details: 8%対象 (2,160 yen) and 10%対象 (3,300 yen), with a note that ※ is for reduced tax rate. A red box highlights '運営会社: 国税商事(株)' (Operator: Kokuze Shoji Co., Ltd.). On the right is a screenshot of the '国税商事株式会社の情報' (Information of Kokuze Shoji Co., Ltd.) page on the public information site. A red box highlights '国税商事株式会社' (Kokuze Shoji Co., Ltd.) in the company name field. An arrow labeled '一致' (Consistent) points from the red box on the receipt to the red box on the public page.